

葉山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

葉山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年葉山町条例第28号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

平成30年9月6日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い、共生型地域密着型サービスの事業の基準について、条例で定める必要があるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

葉山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年葉山町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「という。）」の次に「第78条の2の2第1項並びに」を加える。

第2条中「もののほか」の次に「、指定地域密着型サービス（共生型地域密着型サービスを含む。）の事業に係る基準は」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

介護保険法の改正により、共生型地域密着型サービスの事業の基準を市町村条例で定めることとなったことに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 趣旨規定に、共生型地域密着型サービスの基準を規定する根拠条文を加えることとした。
- (2) 共生型地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準については、指定地域密着型サービスに係る現行の規定と同様の内容で定めることとした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとした。

葉山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 平成24年12月20日条例第28号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2の2第1項並びに第78条の4第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第2条 この条例に定めるもののほか、指定地域密着型サービス(共生型地域密着型サービスを含む。)の事業に係る基準は、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。)に従うものとする。</p>	<p>葉山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 平成24年12月20日条例第28号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の4第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第2条 この条例に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。)に従うものとする。</p>